

事業の精査と見直し（経営方針推進プログラムNo.8）抽出事業の仕分け判定に先立つ委員確認事項等 調査票

第2回 経営方針推進委員会
当日配付資料 令和3年9月15日

■ 令和元年度行政評価からの抽出事業

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
0-1	事業抽出及び仕分け全体に対するコメント		・事業によっては、事業総額や事業実績に対して人件費の割合が高いと思われるものがある。たとえば事業見直しシート45及び46といったもの。この人件費算出は、決まった算出方法に基づくものだろうが、こんなに人件費がかかるほど仕事量があるのか。	・人件費は、全庁的に設定した職員の年間平均給与額（令和元年度は正規職員7,615千円、再任用職員3,598千円）に、当該事業に従事した職員数（シート中の「正規職員数」及び「再任用数」）を乗じたうえ合算し、算出しています。従事した職員数は、各事業担当課において、従事時間数（時間外勤務は含まず）の状況を確認し、職員1人当たりの年間総労働時間数を除して算出することとなっています。この従事時間数を下げるための効率化や体制の見直しなども、重要な取組と認識しています。
0-2	事業抽出及び仕分け全体に対するコメント		・事業見直しシートの対象数が何の数字かが不明である。	・シート中の「対象数」は、上段の「対象」と対応しており、それぞれの事業ごとに異なります。
0-3	事業抽出及び仕分け全体に対するコメント		廃止や縮小する事業について、類似事業や補完できる事業を具体的に記載するなど留意する必要がある。	・事業見直しシートの見直しの視点の「⑤重複・類似する事業がある」に5点をつけた事業については、備考欄に説明を加えています。
0-4	事業抽出及び仕分け全体に対するコメント		・重要な事業も重要でない事業も同じ様式に同じような記載での穴埋めになっており、メリハリのない記載になっており、重要な事業に関する深掘りがなされていないように思いました。これは行政評価も同様です。目玉の施策についてはもう少し深掘りしたうえで提示しないと、誤った判断をする可能性があるし、今後検討するというものばかりになり進展しないのではないのでしょうか。ルネこだいらや市民プールなど一定の財政負担にある事業は、数ページをかけて、事業費の中身について示すなどして、運営上の問題の所在を明らかにしたうえでの委員会の議論にすべきではないのでしょうか。	・経営方針推進プログラムNo.8においては、既存事業について客観的な指標を用いて検証することとしています。今回の取組においては、客観性を担保するため、行政評価という共通の資料を活用し、一律の条件や視点に基づき抽出や比較検討を行うこととしました。事業見直しシートの記載も、行政評価をベースとした共通のつくりとしています。対象を財政負担の大きい事業などに絞り、集中的に見直しを図る方策なども考えられますが、全事業の中から議論の俎上に載せられるものを選定するひとつの仕組みとして、進めていきたいと考えています。

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
0-5	事業抽出及び仕分け全体に対するコメント		・小規模な事業は委員会の判断を経ることなく、事務局側で判断してやっていただければいいと思いますが、年間数万や十数万という事業も委員会に諮問しなければいけないのでしょうか。 ・一次選定で廃止・縮小・統合とされた事業の規模が小さく、これも前回委員会で、何の目的で事業精査見直しを実施するのが重要であり、その目的に沿って見直しを行うために、目玉の施策が重要だと申し上げたにも関わらず、僅かの成果しか期待できない状況に見えますので、残念です。	・客観性及び透明性を確保し、市民サービスの向上を図るために、外部評価は必要と考えます。 ・早期に期待できる財政効果は限定的と想定されますが、見直しの方向性を「その他」とした事業なども含め、まずは議論の俎上に載せ、問題意識を共有することも重要と考えています。
0-6	事業抽出及び仕分け全体に対するコメント		・かなり長期間の財政負担をしている事業が散見されますが、これらは事業の期限は定められているのでしょうか。また事業の期限が到来した場合はどのような手続（市議会決議等）により継続することとしているのでしょうか。期限の管理が杜撰であるため、年度予算審議という手続はあるものの、廃止縮小の議論無く財政負担が締まりなく継続しているように見受けられますので、今後の事業策定にあたっては改善できませんでしょうか。	・事業によって異なりますが、特に期限設定がなく毎年度の予算手続を経て継続されている事業が多くを占めています。事業の終期についての考え方などをあらかじめ整理することが望ましいと考えています。
0-7	事業抽出及び仕分け全体に対するコメント		・民間などでも実施可能性があるものといいながら、例えば、No2教育相談室事業、No3成人式事業、No15多摩六都組合事業など民間の可能性がほとんどないものも抽出されていることは遺憾です。	・民間などの実施可能性については、国や他の地方公共団体が実施主体となりうるものや、類似する趣旨の民間事業等が考えられるものとして整理しました。（例えば、No2では東京都、No3では市内企業による記念イベントの後援、No15は私立博物館事業など）
0-8	事業抽出及び仕分け全体に対するコメント		・客観的指標①②③により対象外となる事業でも、廃止はできないものの、効率化の余地がある事業はあり、例えば公立幼稚園・保育園の私立への移管などは、他市で実施できているにも関わらず、行財政改革で検討されないのであれば、遺憾です。	・今回の取組は一つの手法として進めますが、別の視点における事業見直しの取組についても研究します。なお、公立保育園の民間移行については、「公立保育園の運営のあり方に関する方針」に基づき進めます。
0-9	事業抽出及び仕分け全体に対するコメント		・No11テニスコートやNo58市民農園では使用料で事業費はまかなえているという記載があるが、見直しシート全体に使用料の欄がなくコストの情報しかないことは遺憾です。	使用料等の受益者負担金については、行政評価では「財源」欄の「その他」に含めて記載していますが、事業見直しシートにおける転記は省略しました。

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
1	小・中学校音楽鑑賞教室・連合音楽会事業	縮小	・集約可能であればそれが望ましいと考えます。 ・連合音楽会の内容がよくわからないが、6年生が2回聴く機会があるのであれば、集約してもよいと思われる。ただし、音大の学生の演奏を聴くのと、他学校の演奏を聴くのとでは意味合いが異なる部分もあるのでは。 ・文化に関する事業は効率性を重視すべきかは疑問がある。音楽「鑑賞」の重複性に関してとはという点について、高い技能を持つ者の演奏と同学年の演奏は本質的に性質は異なるのではないか。類似性は学年の変更はできないのか。 ・生演奏の迫力は映像では代えがたいものであり、他に触れる機会がないのであれば、継続した方がいいと考えます。一方連合音楽会は市内小学校の合唱コンクールのように思われるが、小学生ではあまり実施していないのではないか。連合音楽会は廃止の余地があると思われます。市が負担する会場使用料（ルネこだいら）は、外部から使用料の取れるイベントを断って開催している状況でなければ、市と関連団体合算での事業費の削減効果は限定的と思われるが如何でしょうか？	・連合音楽会は、小学校5年生または6年生が、ホールで自ら楽器を弾いたり歌ったりする発表の場を設けるもので、ホールで音楽大学の生の演奏を聴く音楽鑑賞教室とは異なる趣旨で実施しています。音楽鑑賞教室は、小学校6年生とは別日で、中学校2年生も対象として実施していることから、例えば小学校では連合音楽会、中学校では音楽鑑賞教室と整理し、それぞれの機会を確保することは可能であると考えます。 ・会場使用料は公的利用として免除とされており、削減効果は見込まれませんが、移動に伴うバスの賃借料（合計約400万円）、音楽大学への委託料（合計約170万円）の一部の削減可能性があるものと見込んでいます。
2	教育相談室運営事業	—		
3	成人式事業	その他	・現段階までに判断できることは限定的である。	

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
4	青少年音楽祭事業	廃止	・見直しの方向性からすると廃止でよいと考えます。 ・1とあわせて音楽関連の事業が削減してしまう印象があるがよいのか。 ・市として行うべき事業かは疑問がある。また本来の対象の青少年の割合によっては趣旨を満たせない。 ・廃止というよりは、こういうものこそ、WEBでの配信にして、発表の機会を確保していくことが適切だと思います。コロナで中止になることも無くなると思いますので。	・No.1は事業の重なりに着目したもので、No.4は当初の事業目的から乖離していることに着目したもので、音楽関連事業を縮減する意図ではありません。 ・参加団体は小学校の吹奏楽クラブや合唱団、高校の吹奏楽クラブ、地域のバンドなどであり、当初のねらいであった地域の青少年団体の参加はみられない状況です。WEB配信による事業とした場合にも、参加団体の裾野を広げることは難しいのではないかと考えます。
5	中学校生徒意見発表会事業	廃止	・見直しの方向性からすると廃止でよいと考えます。 ・子どもたちが互いに学びあうための視点を取り入れた事例等、補完するものはあるのか。 ・主観だが、記憶を辿ったものの「そのようなイベントの字を見たかも」程度であり参加者が限定的であることを踏まえれば、その拡大の余地がないならば廃止すべき。ただ経営方針推進の観点からいえば進んで廃止すべきかは疑問。 ・廃止というよりは、こういうものこそ、WEBでの配信にして、発表の機会を確保していくことが適切だと思います。市としては、このようなプラットフォームをどのように確保していくつもりなのでしょう。	・生徒の参観は各校自由参加としており、協力団体等を含めた参加者は、例年400～500名程度で推移しています。見直しによる大きな財源効果が期待できるものではありませんが、各校からの発表者の選出や、当番校（輪番）の運営に係る事務など、学校の負担軽減にもつながるものと考えます。 ・当初の事業目的と異なることや、多くの学校で夏休みの宿題とした作文をもとに選出され、主体的な応募によるものとなっていないことに鑑み、市が引き続き発表の機会を確保していく必要性は希薄になっていると考えます。なお、当日の様子を撮影したものをDVD化し中学校に配付しており、YouTubeやZoomなどを活用した配信を行うことも可能ではありません。
6	子どもの権利条約普及推進事業	廃止	・見直しの方向性からすると廃止でよいと考えます。 ・自発的な活動が盛んであることのエビデンス。 ・「条約の採択から相当期間が経過」しているものの、同条約の主体はあくまで「子ども（児童）」であり、その周知に際し時間が経過したことでの廃止は、同条約の趣旨にそぐわない。虐待やいじめ、不登校やブラック校則が問題として表面化する中で廃止はむしろ時流には逆行している印象すら受ける。 ・完全にやめてもよいものなのでしょうか。日常業務の中に入れ込む等の方法では？	・企画委員会自体が有志の集まりであり、無報酬で事業の企画・運営等に携わっていただいていることから、自発的な活動に取り組まれていると表現しました。 ・令和3年3月に策定した小平市第四次長期総合計画においても、方針1「全ての子どもの育ちと自立を支援する」と掲げたとおり、子どもの権利条約の理念等も踏まえながら各施策を展開することとしています。本事業に関しては、近年の企画内容に固定化がみられることもあり、啓発事業としての終期を見定めていく必要があると考えます。
7	小平よさこいスクールダンスフェスティバル事業	その他	・他の取組との整理、検証を実施すること。 ・他の発表の機会があるなら廃止が適切だと思います。よさこいは室内で踊るものではないと思います。	・小平の特徴的な事業という側面が損なわれないよう、他の取組との整理を踏まえたうえで、廃止や縮小も選択肢に含めた検討を行う想定です。

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
8	多摩六都ヤング・ダンスフェスティバル事業	その他	・自主事業への移行検討。 ・各市が高校生の文化活動のために何らかの負担をしているという状況であれば、廃止は難しいと思います。ルネこだいらの会場は貸すが、設営、運営管理、片付けは参加者団体が協力して実施してもらうようにするなど、経費の圧縮に努めるべきと思います。	・見直しの方向性は「その他」であり、廃止ではなく、実施主体の検討としています。
9	民間等スポーツ施設借用事業	—	・費用対効果が高いとしているが、もし高いのであれば、借用を拡大し、既存の市の施設を縮小することはできないか。	・施設の維持管理費がかからず、市と民間施設との間の賃借料もないため、事業の拡大に向けた働きかけを行っていきます。ただし、事業者の本来目的での使用との兼ね合いもあることから、市有施設を完全に代替するものと捉えることは難しいと考えます。
10	グラウンド等一般開放及び維持管理事業	その他	・使用料は維持管理等を含めた、適切な価格なのか。ある程度の利用者負担も検討すべきでは。 ・使用料の徴収はどの程度可能か。廉価である必要はあるが無料であることには疑問を感じざるを得ない。テニスコートにプールなど一部の事業において徴収し一部で徴収しないのはむしろ不公平感はないか（徴収する方向性で）。この件は公民館での使用料徴収問題にもいえる。 ・グラウンドの統廃合を検討していくような踏み込んだ内容にできませんでしょうか。HPで確認したが5つのグラウンドすべてが野球に対応しており、野球グラウンドが多すぎると思います。また使用料適正化の議論が必要ですが、使用料の情報がなく遺憾です。	・団体使用料（2時間）は、中央公園グラウンド・小川西グラウンド1,700円（中学生以下600円）、萩山公園グラウンド・天神グラウンド・大沼グラウンド1,500円（中学生以下は600円）を基本としています。使用料は、平成21年度の「受益者負担の適正化検討委員会」において、適切な料金設定がなされていると報告されていますが、経営方針推進プログラムNo.7「使用料・手数料の見直し」の取組のひとつとして、定期的な見直しの仕組みについて検討していきます。 ・現時点では、機能集約等に向けた十分な検証がなされておらず、施設の傷みがあるプールのような状況とも異なることから、方向性を統廃合に絞り込んではいませんが、さまざまな可能性を含めて検討していきます。
11	テニスコート一般開放及び維持管理事業	—	・使用料の徴収はどの程度可能か。廉価である必要はあるが無料であることには疑問を感じざるを得ない。テニスコートにプールなど一部の事業において徴収し一部で徴収しないのはむしろ不公平感はないか（徴収する方向性で）。この件は公民館での使用料徴収問題にもいえる。	・団体使用料（2時間）は、1,500円（中学生以下500円）を基本としています。使用料は、平成21年度の「受益者負担の適正化検討委員会」において、適切な料金設定がなされていると報告されていますが、経営方針推進プログラムNo.7「使用料・手数料の見直し」の取組のひとつとして、定期的な見直しの仕組みについて検討していきます。

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
12	萩山公園管理棟維持管理及び卓球室開放事業	その他	・使用料は維持管理等を含めた、適切な価格なのか。ある程度の利用者負担も検討すべきでは。 ・使用料の徴収はどの程度可能か。廉価である必要はあるが無料であることには疑問を感じざるを得ない。テニスコートにプールなど一部の事業において徴収し一部で徴収しないのはむしろ不公平感はないか（徴収する方向性で）。この件は公民館での使用料徴収問題にもいえる。 ・施設内の一室にすぎない卓球室の管理維持に年間1千万円程度のコストがかかっているが、どのような計算になっているのでしょうか。	・使用料（1時間）は、200円（中学生以下50円）を基本としています。使用料は、平成21年度の「受益者負担の適正化検討委員会」において、適切な料金設定がなされていると報告されていますが、経営方針推進プログラムNo.7「使用料・手数料の見直し」の取組のひとつとして、定期的な見直しの仕組みについて検討していきます。 ・卓球室のほか、グラウンドや夏季の屋外プールを含めた管理・受付等をシルバー人材センターに委託しており、事業費の多くを占めています。（約600万円）
13	きつねっばら公園子どもキャンプ場維持管理事業	—	・使用料の徴収はどの程度可能か。廉価である必要はあるが無料であることには疑問を感じざるを得ない。テニスコートにプールなど一部の事業において徴収し一部で徴収しないのはむしろ不公平感はないか（徴収する方向性で）。この件は公民館での使用料徴収問題にもいえる。 ・財源の確保には微々たるものとは思いますが、他の都立公園（武蔵野公園など）のキャンプ場等との公平の確保の観点からも、利用料を徴収すべきではないでしょうか。	・常駐する人員はなく、貸出用具もさほど充実していないことや、青少年団体の育成等にも資することに鑑み、現状維持が相当と整理しました。
14	市民広場維持管理事業	その他	・3密を避ける、防災の観点などより、公園の将来的なあり方は検討すべき課題と感じる。 ・使用用途の限られる施設と比べ公共性があるのではないかと。 ・令和元年度の事業費増加理由は何でしょうか（小川町2丁目？）。また公園は別にあると思いますが、それに加えて市民広場の必要性というのは何なののでしょうか？なぜ財源が厳しいのに令和元年度に小川町2丁目の市民広場用地を取得するのでしょうか？市民広場を統廃合し売却収入や管理費の削減をするということはなぜ検討しないのでしょうか？ ・どのような方向でしょうか。	・小平市第三次みどりの基本計画（令和3年3月）においても、公園の計画的な整備について言及しています。都市計画公園（鎌倉公園、鷹の台公園）の事業化も予定されており、市民広場の将来的なあり方にも影響する可能性があると考えます。 ・市民広場は多目的にレクリエーション利用等が可能な施設です。高齢者のゲートボールや幼児のボール遊びもできるスポーツ施設であり、みどりある憩いの場としての公園とは異なりますが、いずれも開かれた場であり、利用状況としても類似しています。 ・令和元年度の事業費の増は、従来借上げによっていた小川2丁目市民広場について、取り交わしていた確約に基づき予定されていた取得を実行したことによるものです（取得費約1億5千万円）。 ・現時点では、機能集約等に向けた十分な検証がなされておらず、施設の傷みがあるプールのような状況とも異なることから、方向性を統廃合に絞り込んではいませんが、さまざまな可能性を含めて検討していきます。

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
15	多摩六都科学館組合事業	その他	・個人的にはとてもよい施設と思っている。効率的な運営のため、サービス等精査することに異論はない。 ・まさに広域連携の象徴だけであり、特に子供たちへの教育的観点からいえば、目には見えず、数字こそ表れていないが、卓越した成果をもたらす事業であると確信している。いわばハコモノで更新費用は多額であるものの、民間事業者との協働推進や命名権、ブランド化など新しい視点での財源確保を。 ・どのような方向でしょうか。	・組合構成市として、新しい視点を交えたサービス向上に向けた研究を推進していく想定です。
16	視聴覚教育事業	その他	・映画会開催など、市民協働で実施する方法もあるかと感じる。 ・CD、DVDの優位性が落ちインターネットストリーミング等が主流になりつつあるなかで、どこまで「レクリエーション」を提供すべきか疑問。また法的根拠にレクリエーションはどこまで求められているのか。むしろ図書館法の本旨に従い、利用者の調査研究、学習活動、教養の向上のための、件数に現れにく一般的に「娯楽ではないもの」もの文化的・社会的価値があるものの所蔵に力を入れるべきではないか。 ・16ミリ映写機やフィルムを廃止またはデジタル機器媒体に置き換えをすることにより、アナログ機器や媒体の維持管理コストを削減すべきです。また図書館の視聴覚事業と類似しており、統合できませんか。 ・どのような方向でしょうか。	・映画会開催事業との関連では、上映権を取得する必要がある、権利付きのDVDを選択し収集しています。社会教育法において、必要に応じて視聴覚教育やレクリエーションに必要な資料の提供等に関する事務を行うものとされており（同法第5条第1項第17号）、娯楽のためではなく、社会教育的見地から意義のあるものを選定しています。 ・16ミリフィルムの映写に関しては希少性が高まり購入・修理が難しくなっており、映写には講習も必要となることから、新たな購入はDVDなどデジタル機器に切り替えています。 ・映画会事業を従来どおり継続していく必要があるかを検討し、そのために収集した資料等についても、図書館事業との関係での整理する想定です。
17	中央図書館運営管理事業	その他	・極めて個人的な意見であるが、仲町テラスの様な図書館にはなって欲しくはない。 ・対象人数が中央図書館から大沼図書館まですべて同じ人数になっており、全図書館合算になっていると思われるが、これだと図書館の効率性を判断できないので、図書館別利用者数を提示すべきであり、利用者の少ない図書館は縮小すべきだと思います。 ・どのような方向でしょうか。	・令和元年度の図書館別の利用者数については、シートの「事業内容」欄に記載をしています。 ・指定管理者制度やICT化、開館時間、公共施設マネジメントの観点から図書館のあり方を整理する方向です。
18	視聴覚事業	—	・人件費が高くないでしょうか。 ・そのままですか？	・貸出件数も相当数あることから、職員の従事時間を要したものと考えます。 ・図書館法の趣旨に鑑み、現状維持を基本とするものと判断しました。公民館の視聴覚教育事業との関連での整理は必要と考えます。
19	レファレンス機能の充実事業	—	・図書館のレファレンス機能の周知。居場所やワークスペースなど図書館の新たな価値もあると思われ、環境の変化にあった運営が必要と思われる。 ・そのままですか？	・居場所など、図書館の従来の使い方以外のニーズの高まりなどを踏まえ、適当なサービス提供のあり方を検討することは必要と考えます。No.17であわせて検討していく想定です。 ・現在の環境自体は、調査研究活動に資するものとして維持することが適当と考えています。

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
20	花小金井図書館運営管理事業	その他	・極めて個人的な意見であるが、仲町テラスの様な図書館にはなっ - て欲しくはない。 ・どのような方向でしょうか。	No.17をご参照ください。
21	小川西町図書館運営管理事業	その他	・極めて個人的な意見であるが、仲町テラスの様な図書館にはなっ - て欲しくはない。 ・どのような方向でしょうか。	No.17をご参照ください。
22	喜平図書館運営管理事業	その他	・極めて個人的な意見であるが、仲町テラスの様な図書館にはなっ - て欲しくはない。 ・どのような方向でしょうか。	No.17をご参照ください。
23	津田図書館運営管理事業	その他	・極めて個人的な意見であるが、仲町テラスの様な図書館にはなっ - て欲しくはない。 ・どのような方向でしょうか。	No.17をご参照ください。
24	大沼図書館運営管理事業	その他	・極めて個人的な意見であるが、仲町テラスの様な図書館にはなっ - て欲しくはない。 ・どのような方向でしょうか。	No.17をご参照ください。
25	小平ふるさと村管理運営事業	その他	・存在意義は認められるが、将来的な維持費の捻出方法を具体的に - 考えておく必要あり。市民が将来、保存を望み、協力したいと思う - 関係性を育む必要があるのでは？ ・コロナ禍でも実施できる取組の検討を期待する。 ・どのような方向でしょうか。	・文化遺産の保全や継承に関する市民意識を高める取組が、 - 財源確保に向けても重要と考えます。 ・コロナ禍の影響で市民等の来場が減っているなか、オンラ - インツールを併用した事業展開など、補完する取組を一層進 - める想定です。
26	ふれあいの森林づくり事業	その他	・姉妹都市友好交流の方法は他にないのか？ 協議の上で廃止でよ - いのではないか。 ・他の姉妹都市関連事業との整理が必要。2055年まで実施するので - あれば、市民への周知の継続が必要と思われる。 ・どのような方向でしょうか。	・姉妹都市友好交流の取組としては、小平町との青少年少女交 - 歓交流事業（抽出対象外）や市民まつりへの参加があげられ - ます。 ・当該事業は国と小平市との分収造林契約に基づくもので、 - 契約の存続期間を2055年まで残しており、事業撤退は困難な - ことから、取組の意義をPRする方向で検討をしていく想定で - す。
27	市民文化会館管理運営事業	その他	・施設収入につながる、収益性の高い事業の検討。 ・事業費が5億発生しており、指定管理者の振興財団の決算書を見る と、その多くが振興財団からの外部委託費である。行政評価を見て も、外部委託費の内容が不明確であり遺憾。委託費をどのように縮 - 減していくのかという観点での見直し方針を示すことはできません - か。 - また、将来の施設の修繕については課題であり、現在は駅前に3つ - ホールがある贅沢な作りですが、修繕コストを受け入れるのか、縮 - 小して建て替え又は移転するのか、近隣市と共同事業化するなど、 - ランニングコストを抑える次世代の市民ホールの検討の開始を盛り - 込むことはできませんか。 ・どのような方向でしょうか。	・文化振興財団からの外部委託費は、令和元年度決算で約2億 8千万円となっております。ここには、警備・清掃等に係る委 - 託や舞台照明等に係る委託、受付・チケット販売に係る委託 - など、人件費に関わり削減が難しい部分が多く含まれていま - す。経費削減のための工夫とあわせ、財源確保に向けた研究 - 等を行っていくことを想定しています。 ・市民文化会館の建物は、都営住宅との合築施設となってい - ることもあり、将来の建替や移転には多くの調整が必要とな - りますが、公共施設マネジメントの観点からの検討も、2052 - 年に到来する耐用年数も考慮しつつ、今後必要になると考え - ます。
28	研究団体育成事業	—		

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
29	鈴木遺跡資料館維持管理事業	—		
30	国際交流事業	その他	・事業内容を民間、自走化、行政が行う部分、行政と民間との協働など、役割分担の整理が必要と思われる。 ・対象者の多様化や参加への門戸を開かせるためあらゆる学校や事業者、組織、NPOと連携する必要がある。 ・コストの内訳がわからないのでもう少し情報をいただけないでしょうか。語学教室は在留外国人の日本語教育だと思いますが、協会による語学教室がどの程度効果があるのか（語学は散発的な教室では身につかず、様々な国籍の外国人に集中的に効果を期待して日本語教育をするのはかなりのコストがかかる）という点を確認された方がいいと思います。	・小平市国際交流協会は、ボランティア会員や賛助会員に支えられる市民組織であり、市内外の学校との連携事業などにも取り組んでいます。協働や連携を一層進めるなかで、補助のあり方を検討していく必要があると考えます。 ・令和元年度の補助金13,768千円の内訳は、協会事業費1,220千円、人件費等11,998千円（スタッフ計4名）、事務室使用料550千円です。日本語会話教室は、日本語教師の資格をもったボランティアによる、受講生のレベルに合わせた少人数のグループレッスンです。効果に関しては、好意的な感想などはあるものの具体的な検証はされておらず、課題として受け止めています。
31	男女共同参画センター事業	—	・小川駅西口の公共床への移転が見込まれるとありますが、専用のスペースを設けるほどの仕事量があるのでしょうか？	・現状においても、男女共同参画センターは、旧学校施設を利用した地域コミュニティ施設内に専用スペースを設けて活動しており、登録団体の活動等の場として必要なものと考えます。
32	女性相談事業	—		
33	戦没者追悼式事業	—	・遺族の高齢化に伴い、廃止の時限を設ける検討をすべきではないでしょうか	・今後の遺族等の減少状況を注視する必要がありますが、現在のところは一定数の参加があることから、時限を検討することは難しいと判断しました。
34	災害救助事業	廃止	・OK。 ・見舞いの意を表す他の方法とは。例示があるとよい。 ・意見なし。 ・事業内容にもよりますが、完全にやめてもよいのでしょうか。	・見舞いの意の例としては、災害時の各種支援制度の案内にメッセージを添えることなどが考えられます。 ・台風等の風水害や地震、津波などの自然災害により被害を受けられた場合は、関係法令の規定に基づき、別途の災害弔慰金（最大500万円）等の対象となりうることもあり、本事業を廃止とした場合にも、有事の際の財政的支援は一定図られると考えます。
35	歯科医療連携推進事業	その他	・利用件数が少なすぎないか。コスト高になっている。 ・歯科医師の紹介だけならコストはほとんどかからないと思いますが、発生している事業費や人件費は何に使われているのでしょうか？	・人件費は、市における電話・窓口での相談・受付に要するものです。事業費は、歯科医師会への委託費であり、状況に応じた適当な歯科医師の紹介事務を行っています。定額で、件数に応じたものとはなっていないことから、契約方法の見直しの可能性はあると考えます。
36	高齢者生活支援ヘルパー事業	廃止	・OK。 ・民間事業者の紹介など、補完的な事業の有無は。 ・廃止方向に異論はないが、同様のことがあるのならば派遣に際し要介護等の基準が必要か。	・廃止としたうえで、事業者の紹介などを行うことは可能と思われます。 ・要介護等の場合のホームヘルプサービスは別途設けられており、当該事業はその対象とならない場合を補完するものとして実施されています。

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
37	訪問理・美容サービス事業	廃止	・OK。 ・コロナ禍でもあり高齢者が外出しづらい環境は続く、廃止の時期は要検討。 ・市が出張費を負担することに疑問はある。せめて紹介や手続きにとどめられないか。	・時期については、長期総合計画の計画期間である令和14年度までに順次とりかかる想定であり、事業担当課と協議して決定します。 ・廃止した場合の事業者の紹介などについても検討していきます。
38	高齢者館運営事業(ほのぼの館)	—	・都の施設を借りるという財政負担が課題だと思われるので、市の施設での事業実施ができないか検討する必要はないか（No39も同じ）	・東京都より、使用料は免除として使用許可を受けていますが、施設・備品修繕等の経費は一定発生し、将来的な公共施設マネジメントの観点からの調整は必要になると考えます。
39	高齢者館運営事業(さわやか館)	—		
40	共通入浴券交付事業	—	・入浴券が金券ショップ等で売却されていないか、不正に利用されていないか確認する必要がある。市外の銭湯に補助する理由はなく、市内の施設（銭湯に限らず温浴施設でもいいと思うが）で記名式・本人確認要にすべきではないか。	・正確な実態把握は今後の検討課題といたします。利用者の利便のため、市外施設を含めた利用制度として現状維持するものと判断しました。
41	市民まつり事業	—	・そのまま継続できるでしょうか。	・コロナ禍を踏まえた配慮や工夫は必要になると考えますが、事業規模など、基本的には現状を維持する想定としました。
42	広聴・相談事業	縮小	・ニーズが高い事業。人件費を抑える方法はどんな方法か（相談時間や予約が入らない時の調整など） ・人件費について人員の拘束される時間が原因であるならば、FAQの設定やメールや時間指定で解決できないか。 ・本来的には相談者が専門家に適切な報酬を払うべきであり、また弁護士事務所や税理士事務所も初回相談無料としているところが多い。市役所としても、相談窓口は設けるものの、初回相談以降は専門家と契約していただき、繰り返しの無料相談の窓口ではないことを明確にすべきではないでしょうか。相談窓口はそのための接点として、専門家にも窓口があることは営業上のメリットがあるのだから、専門家への報酬は絞る方向で検討してはいかがでしょうか。 ・「市民の声」を「聴かなくなる」という印象をあたえませんか？推進したうえで、日常業務に取り込んで。	・案内の充実や工夫を図ることなどにより、人件費の縮減を図る想定です。 ・法律相談については同一人一年度3回までなどとする運用をしていますが、他市でも取扱いまちまちです。 ・利用状況に応じた精査を行いながら、サービスの質を低下させることのないよう、取り組んでいく考えです。
43	社会を明るくする運動事業	—	・②開始当初の目的・意義が失われつつあるのではないか。 ・チラシやグッズを配る印象しかないのですが…。	・全国的に取り組まれており、多数の関係団体と連携した活動を行っていることから、当初の目的・意義に沿った事業展開がされていると評価しました。 ・限られた消耗品費等のなかでの活動であり現状維持としましたが、さらなるPR等については検討の余地はあると考えます。
44	消費者教育講座事業	—		
45	消費生活展事業	—	人件費が高くないでしょうか。	・消費者団体連絡会との協議・調整等のため、職員の従事時間を要したものと考えます。

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
46	交通災害共済事業	—	人件費が高くないでしょうか。	・ 加入件数も相当数あることから、受付等の事務で職員の従事時間を要したものと考えます。
47	小生物保護事業	—		
48	グリーンフェスティバル事業	統合	・ OK。 ・ 緑化事業が効率的・効果的に実施できるような、統合を期待。 ・ 意見なし。 ・ 環境フェスティバルは見直しシートに出現していませんが、なぜでしょうか。	・ 環境フェスティバルについては、令和元年度においては、「資源循環推進事業」の一部として実施されており、こちらについては事業全体としては法（義務あり）としていたため、抽出には至りませんでした。
49	有害鳥獣・衛生害虫等対策事業	—	・ 現在行っている内容にもよりますね。	・ 夏季における、市民からの通報を受けてのスズメバチの巣の駆除対応が業務量の多くを占めていましたが、民間事業者の紹介等の見直しを行っています。
50	あき地管理適正化指導（雑草等除去）事業	—	・ 現在行っている内容にもよりますね。	・ 空き地における雑草の繁茂状況等の定期パトロールと、必要に応じた除草勧告、所有者から依頼があった場合の除草委託が主な事務内容です。除草に係る経費は、所有者負担となり、実質的には市の支出はありません。
51	環境美化推進事業 〔ポスターコンクール〕	廃止	・ OK。 ・ 他事業実施の時期・対象等を精査し、検討。 ・ 意見なし。	・ 市内事業者の取組においても、募集時期は異なりますが毎年度実施されており、小学生を対象としている点において類似しています。
52	食物資源資源化推進事業	その他	・ 資源化事業全体からの視点が不明。	・ 生ごみは他の資源物と異なり、そのまま一般ごみとして処分されがちですが一定の過程を経ることで資源化され、その推進を図ることは望ましいと考えています。ただし、啓発事業をいつまで行うかなど、業務見直しの余地はあると考えています。

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
53	コミュニティバスの運行事業	—	・総合的な交通体系整備支援事業〔コミュニティタクシーの運行〕との関連は？	・コミュニティバスは市の中心部を結ぶ軸として、鉄道や民間バス事業等を補完する役割を担う一方、コミュニティタクシーは狭い道路も通行し、日常生活の利便を図る役割を担っています。
54	総合的な交通体系整備支援事業〔都バス梅70路線維持〕	その他	・梅70バスは花小金井から青梅市までの長大な路線であり、小平市内区間としては相応の乗車率があるのかもしれないが、長大路線の東大和市より先はローカル路線である可能性もある。また小平市民が東大和より青梅側に乗車することはあまり無いのではないかと（東大和市以西の住民も東大和市止まりで小平市内にバスで乗り入れることは少ないのではないかと）。現在の事業費負担が適切なのか検討し、関連市と交渉すべきではないか。小平市内の路線はコミュニティバス化することの方が、コストやダイヤ面で機動的かつ優位である可能性がある（バスの折り返しや停泊所があるかの問題もあるが）、検討すべきではないか。	・小平区間では乗車は相対的に多く、小平以西へ向かう乗車は少ない状況です。コミュニティバスを小平区間内で走行させた方が割高になると試算されていることもあり、現時点で廃止等の検討は難しいと判断していますが、動向を見定めた検討が必要になると考えます。
55	総合的な交通体系整備支援事業〔コミュニティタクシーの運行〕	—	・コミュニティバスの運行事業との関連は？	・No.53を参照ください。
56	小平市技能功労者表彰事業	その他	・実施方法の検討には異論なし。	
57	学童農園事業	—		
58	市民菜園管理運営事業	その他	・民間への移転等、要検討。	

■ 職員による事務事業見直し案からの抽出事業

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
1	「敬老記念品贈呈事業」の廃止・縮小	縮小	・実施に向けて早期に動くべきと考えます。 ・祝意を表す他の方法とは何か。 ・事業そのものは継続し、記念品の相当額に特に根拠がないようならば、人口構成を鑑みより廉価なものとするほかはないのではないかと。 ・100歳の記念品も1万円で十分だと思います。 ・縮小の後の対応（廃止？、継続？）	・祝意を表す他の例としては、市長からのお祝いのメッセージを添えた文書などが考えられます。 ・経費の縮減を図りつつ、事業の意義が失われない方策を検討していく想定です。 ・人口構成の変化が一層進んでいくなかで、さらなる見直しを検討すべき状況となることも想定されます。

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
2	「動く市役所事業（5会場）」の見直し	代替案	・実施に向けて早期に動くべきと考えます ・高齢者のITリテラシーの向上支援が併せて必要と思われる。 ・新しい社会様式に（乗っかり）、コンビニやその他機械、ホームページ等、市職員が必ずしも対面で行う必要のないものについては、その周知が最優先課題ではないか。新しい社会様式に（乗っかり）、コンビニやその他機械、ホームページ等、市職員が必ずしも対面で行う必要のないものについては、その周知が最優先課題ではないか。 ・廃止でいいと思うのですが、代替案と書いてありますが、代替案が示されていないので、示すようにしてください。ほとんどの証明書類は、コンビニ以外でも、郵便でとれる状況と思いますし、本人が出頭しなければいけない届け出の内容を再検討し、それ程頻繁でないのならば市民に近隣出張所までのご足労願うのは不当な扱いではないと思います。またHPによると動く市役所は公民館等で実施しているとのことで、市職員の派遣は行わず、書類交付に時間はかかるけれども、公民館で書類預りと受け渡しをしてもらうというような対応にすることは考えられると思います。 ・年度をおって廃止でも。デジタル化や多様な方法も考慮すべきではないでしょうか。	・利用者のITリテラシー向上や効果的な周知については、オンライン申請等への対応（経営方針推進プログラムNo.14）を推進していくうえでも、検討課題として受け止めています。 ・利用状況を踏まえ会場を他の会場に変更することが、一定程度具体的に検討されていることから、「その他」ではなく「代替案」としました。本庁舎や出張所から距離が遠く、移動等や他のツールの使用が難しい高齢者等に対し、業務に通じた職員が直接案内を行う機会を用意することは、当面においては意義は失われていないと考えます。
3	「萩山・東部公園プール一般開放及び維持管理事業」の廃止・縮小	統合	・実施に向けて早期に動くべきと考えます ・学校を含めた、公営プール削減の方向なのか。 ・各プールについて隣接する市との状況から評価すべきではないだろうか。数・規模などプールそのものは必ずしも市が提供すべきサービスであるとは思えない。 ・まず傷みの激しい萩山公園プールについて、コスト面だけでなく、古いプールは安全面にも課題がある可能性があるため、早急に廃止すべきです。 近隣の市立学校のプールの在り方の方向性とはどのようなことを意図しているのでしょうか。	・萩山・東部公園プールの統合の検討を進めるなかで、集約する施設近隣の市立学校の授業における利用可能性についても、あわせて検討する想定であり、将来的な学校敷地利用のあり方にも影響しうと考えます。 ・市営プールの保有数としては、小平市は隣接市に比較して多いことなども考慮し、検討を進めていく考えです。 ・安全性に問題のある状態のまま開放することはなく、修繕等による使用可能性にも一定の考察を行ったうえで、統合に向けた検討を進めてまいります。

No	事業名	一次選定	事前確認事項等（質問・意見その他）	市の考え方
4	中央公園駐車場の有料化（公園の維持管理事業）	その他	・実施に向けて早期に動くべきと考えます。 ・使用料は維持管理等を含めた、適切な価格なのか。ある程度の利用者負担も検討すべきでは。 ・南北を走る鷹の台駅に隣接するものの、東西に広がる市にとっては駐車場は公園の利用のためには必要不可欠であり積極的な徴収には賛成しかねるものの、一方で西武新宿線等から乗り換えればよい話ではあり、また使用料徴収についてはNo10と同様であるともいえる。人によっては駐車場と電車の運賃とさほど変わらないのであれば、むしろ電車の利用が促進されるかもしれない。徴収にしても詳細の実態調査が必要か。 ・財政的な使用料の適正化という視点以外にも、駅近の駐車場であり目的外利用が一定数あると考えられ、近隣の民間駐車場の不利益となります。また、不法長期駐車や犯罪の温床になります。早急に有料化すべきです。有料化により駐車場スペースは余裕が出る（稼働率が下がる）と考えられるので、敷地を縮小し、有効利用（売却を含む）を検討すべきです。 ・有料化によるメリット（収支）、デメリット（利用しづらい、近隣不法駐車等）は、どうですか？	・使用料の設定や、体育施設利用者に対する減免の必要性などを検討するにあたっては、利用実態や民間駐車場の状況等の調査を十分に行うことが必要と考えます。 ・経営方針推進プログラムNo.7に基づき、早期に検討に着手したいと考えます。現状は夜間は駐車場を閉鎖しており、有料化設備の導入により土地の有効活用が図れる可能性もあると考えます。公園区域外にも体育施設用の第二駐車場（借地）があり、そのあり方についても整理していきたいと考えます。 ・使用料収入の確保と目的外利用の防止、受益者負担による公平化を主なメリットとして想定しています。体育施設利用者等が利用しづらくなることは考えられ、検討が必要と捉えています。不法駐車等については、施設管理者等による注視と警察との連携などにより対応すべきと考えます。